

設甲の1

設 計 書 用 紙

第 号

令和7年度

事 業 名

西入善国道線冠水表示装置修繕工事 請負 設計書

課 長

係 長

設 計

精 算（副主務）

設 甲 の 2

			設 計 書 用 紙
工 事 名	西 入 善 国 道 線 冠 水 表 示 装 置 修 繕 工 事	施 工 箇 所	入 善 町 東 狐 地 内
路 線 名 等	西 入 善 国 道 線	種 別	補 助 (国 ・ 県) ・ 町 単
工 事 概 要	○ 冠 水 表 示 装 置 1 式		
予 定 工 期			
予 算 科 目			
設 計 金 額 ¥ 円 (請 負 工 事) 消 費 税 相 当 額 含 む			
内 訳		補 助 事 業 分	円
		単 独 事 業 分	円

西入善国道線冠水表示装置修繕工事

特記仕様書

第 1 節 総則

1－1 目 的

本工事は、東狐地内 冠水通報システムの修繕を行うものである。

1－2 提出書類

- 1) 請負者は、契約締結後、速やかに次に掲げる書類を提出し、監督員の承諾を得た後、作業に着手しなければならない。
 - (1) 着手届
 - (2) 現場代理人及び主任技術者届
 - (3) 工程表
 - (4) 施工計画書
- 2) 請負者は、提出した書類の内容を変更する必要があるときは、速やかに変更届を提出しなければならない。
- 3) 請負者は、作業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 完成届
 - (2) 出来高確認調書
 - (3) 作業日報
 - (4) 作業記録写真（着工前完成）
 - (5) 完了図書 1 式
 - (6) 請求書
 - (7) その他監督員の指示するもの

1－3 安全管理

1) 一般事項

- (1) 請負者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講じなければならない。
- (2) 請負者は、事故防止を図るため、安全管理については、作業計画書に明示し、責任をもって実施しなければならない。

2) 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図らなければならない。
- (2) 請負者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行わなければならない。

3) 労働災害防止

- (1) 請負者は、現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図らなければならない。
- (2) 請負者は、作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講じるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講じなければならない。
- (3) 請負者は、資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置しなければならない。

4) その他

- (1) 請負者は、作業に当たって、下水道施設又は埋設管等の付近では、絶対に裸火を使用してはならない。
- (2) 請負者は、万一、事故が発生したときは、緊急連絡体制に従い、直ちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- (3) 請負者は、前項の通報後、事故の原因、経過及び被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、速やかに監督員に届け出なければならない。
- (4) 撤去品及び残材については、請負者において、法令等に基づいた適正な処分を行うものとする
- (5) 工事終了後には、試運転を実施すること。
- (6) 本工事において、仕様書に記載されていない作業、項目等が発生した場合でも機能上必要と思われるものは、請負者が責任をもって処理すること。
- (7) 本仕様書に疑義が生じた場合は両者協議のうえ定めるものとする。

明細書

NO.	工種	名 称	規 格	数 量	単位	単 価	金 額	摘 要
		西入善国道線冠水装置修繕工事						
		【材料費】						
		LED表示装置	AMFV-24-4 4文字表示 表示制御装置・回転灯含	2	基			
		冠水制御装置	水位センサー再使用	1	基			
		【施工費】						
		冠水制御装置取付	新設	1	台			
		冠水表示装置取付	新設	2	台			
		冠水制御装置撤去	不使用	1	台			
		冠水表示板撤去	不使用	2	台			
		冠水制御装置調整		1	台			
		冠水表示装置調整		2	台			
		交通誘導警備員		2	人			
		直接工事費						
		諸経費		1	式			
		工事価格 計						
		消費税相当額		10	%			
		請負工事費 計						